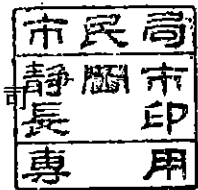


静岡市告示第863号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による静岡都市計画事業 恩田原・片山土地区画整理事業についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を次のとおり変更するので、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

令和7年12月24日

静岡市長 難波 喬



駿河区片山に編入する区域

駿河区大谷字社宮司坪694の1並びに駿河区大谷字上亀井坪936の11及び938の9

上記地番は、令和7年9月30日現在の登記簿による。